

私学教育労働と「生産的労働」との 関連についての一試論

A Study about the Mutuality between Educational Labour in the Private School and the “Productive Labour”

柴田政義

Masayoshi SHIBATA*

Abstract

The theme of this study is consideration about five problems. ①The consideration about the economic character of the educational labour in the private school in contemporary Japan. Then I am based on the thesis of the productive labour by K. Marx.

②The consideration about the mutuality and difference between the national school, the communal school and the private school. They have something in common and difference.

③Consideration about mutuality and difference between the junior highschool, highschool and university (or college).

④Consideration about “the intellectual possessory right”, accompany with diffusion and use of the recording machine, the copy machine, video recorder and also. They have something in common and difference.

⑤Consideration about the national movement for the subsidy for the private school in the historical conditions of Contemporary Japan.

* Emeritus Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University

はじめに

本稿の課題は五つある。

一つには、日本の現状での中・高校を中心とした教師（職員をふくむ）の教育労働の社会的・経済的性格を、マルクスが経済学的に明らかにした「生産的労働」とのかかわりで究明することである。

この問題は、筆者が友人たちとともに、1960年の安保闘争の高まりのなかで結成した大阪私教連（現大阪私学教職員組合）——当時は高校が中心で、大学は一校、一大学一学部に過ぎなかった。総勢約100名——の運動を展開するうえで、「教育労働」、「私学での教育労働」について疑問が提起され、約3年間におよぶ共同の研究の結果、筆者が第3代委員長に任ぜられた1963年に、一応の理論的結着をみ、以後、「私学助成金運動」の理論的位置づけをはじめ、大阪での私学教職員組合運動の理論的出発点となるものであった。

最近にいたり、筆者にたいして、その概括を示せという要望が、大阪の友人たちから寄せられ、本稿執筆の動機となった。

二つには、国公立校と私学とのあいだで教育労働者の社会的意識の点で、「企業主義意識」が相対的に強くみられたことである。

三つには、当時、わずかながら、中・高校教員と大学教員との労働の性格のちがいと大学教員のあいだでの企業主義的意識の強さについて、改めて考察を整理し、掘り下げることである。これは、昨今、わが国で、大学進学率が40%をこえ、大学が若者の「レジャー・ランド」化しつつあるといわれるなかで、大学の教員（職員をふくむ）の教育・研究・創作活動がもつ、その社会的・経済的性格を考察することとかわる。

四つには、これまで、このような分野で問題点として取り上げられてこなかった、「知的労働」（「知的所有権」はその法的所産であろう）の社会的・経済的性格について、このような論議の延長線上でとらえ、問題を提起することである。

いずれにせよ、これらの問題について、従来は、表面的な現象形態上の問題として、法的・教育学的・社会学的な種々の議論が行われてきたが、それらを、社会的・経済的な根源から捕えようとする議論は、皆無といえいい過ぎになるかも知れないが、きわめて少なかったことは、事実であろう。

その意味で、1960年代前半におけるわれわれのあいだにおける議論を整理し、それにもとづいて新しい問題提起を行うことは、それなりの意義をもつものと思われる。それはまた、労働組合運動の面にもかわるであろう。

五つ目にはそれと私学助成金運動との関連及びその意義について考察することである。

1. 資本主義的諸条件のもとで私学教育労働と生産的労働

前述のように、われわれは、1960年、安保闘争の高まりのなかで、数校の高校と一大学・一学部の教職員組合の連合体として、大阪私教連を結成した。予備校をふくめ、組合員総勢約100名であり、「首切り」反対闘争に奔走していた。

そのなかで、議論にあたり、「教育労働とはどんなものか?」、「教育労働者とはどんな労働者か?」、「国公立校と私学とをくらべて、どこがどうちがうのか?」という疑問が提起され、答えられるものはいなかった。

他方、当時の日教組の私学にかんする政策の基本は、「国公立移管」であった。しかし、どうみても、大学から小学校にいたるまで考えてもみても、それを、根本的な解決策とみるものは、誰もいなかった。

「相手を知り、己を知ってこそ、たたかいに勝てる」という原則によれば、われわれは「話にならない」状態にあった。

数名の友人が集まり、研究会を行ったが、なかなかちがいがあかなかった。そのなかで、問題の理論的解明の急転回の契機となったのは、筆者が読んだ故堀江正規著『教育闘争』という小冊子の内容であった。故堀江氏は、上述の問題のとくに第一のことにふれ、マルクス『資本論』の一文を引用し、それをもとに議論を展開していた。

筆者は驚いた。筆者は、大学に在学中、一年間講義をサボり、『資本論』全3巻を3回にわたって読み、「分ったような気分」でいた。しかし、このような「分ったような気分」というのは、分っていないということ、この際、さらにその後も、痛感させられた。

直ちに、筆者は、『資本論』をとり出し、調べてみた。問題の箇所は、第1巻・第5篇「絶対的および相対的剰余価値の生産」の第14章「絶対的および相対的剰余価値」の冒頭の第1～3節目の文章であった。

マルクスは、次のようにのべている。

まず、一般論としては、「全労働過程を、その結果の、すなわち生産物の立場から考察するならば、労働手段と労働対象の両者は、生産手段として、労働そのものは生産的労働として現われる。」(マルクス『資本論』第1巻a, 新日本出版社, 1998, 309ページ, 新日本新書版, ②309ページ)ここでは、「生産的労働」という概念は、一般に具体的有用物(=使用価値)を生産する過程における労働の現象形態として、とらえられている。

しかし、研究がすすめられ、資本主義的生産過程(剰余価値生産過程)の歴史的・社会的諸条件のもとで考えると、マルクスは、「生産的労働」の概念をせばめてとらえるようになる。彼は言う。

資本主義的生産過程になると、「生産的労働」の概念がせばめられる。資本主義的生産は商品の生産であるだけでなく、本質的には剰余価値の生産である。労働者は自分のためにではなく、資

本のために生産する。それゆえ、彼が一般に生産を行なうということだけでは、もはや十分でない。彼は剰余価値を生産しなければならない。資本家のために剰余価値を生産する。すなわち資本の自己増殖に役立つ労働者だけが、生産的である。」(新日本出版社版, Ib, 868 ページ, 新日本新書版, ③872 ページ)

ところで、この後で、マルクスは、資本主義的生産過程からはなれて、「学校教師の労働」に、問題をひろげる。ここでいわれる「学校」＝「教育工場」とは、今日の日本でいえば「私学」にあたるものであろう。

現に筆者が団体交渉の席上で交渉した、ある女子高校の理事長兼校長(教育資本家)は、「学校というのはもうかりまんなあ」といっていた。筆者が、「そんなことをいうが、子供の数が減っていくなかで、女の子に体罰を加えるようなことをしていたら、世間から愛想をつかされて、生徒がこなくなり、倒産するかも知れませんよ」と指摘すれば、「そうになったらマンションにでも建て替えますわ」というので、「今の私立学校法ではそんなことはできなくなっている。今の学校教育は、私学といえども、憲法のもとで、教育基本法・学校教育法・私立学校法とつながる法制度のもとで、公的な国民教育の一部を担うようになっているのですよ」と答えると、「本当でっか？そら知らなんだわ」といっていたことがあった。教育資本家の面目躍如たるものがある、といえよう。結果的には、その後、見事に倒産したが。

話が横道にそれたが、こうして、戦後日本の私学は、一連の法体系のもとで、公教育の一部、それも大きな部分を担うようになるとともに、「教育資本」のもとでの「教育工場」という側面をも強くもってきた、といえよう。ましてや、政府が、日本の「学歴社会化」を改めないままに、進学率の向上にたいして、国公立校の整備・拡充を行うことなく、出鱈目の審査基準にもとづき、また時には文部官僚の「天下り先」として、私学をむやみにふやしてきた結果、その教育資本的性格は、色濃くまつわりついている。

このような教育資本下の教師の労働について、マルクスは、さらに「生産的労働」の概念をひろげて、次のようにのべている。

「物質的生産の部面外から一例をあげてよいのであれば、学校教師は、児童の頭脳を加工するだけでなく、企業家を富ませるための労働にみずから苦役する場合に、生産的労働者である。」(新日本出版社版, Ib, 868～869 ページ, 新日本新書版, ③872～873 ページ)

さらに、マルクスは、『剰余価値学説史』において、A・スミスの見解を批判しながら、次のようにのべている。

「資本を生産する労働だけが生産的労働なのである。しかし、商品または貨幣が資本となるのは、それが直接に労働能力と交換され、しかも、それ自身に含まれているよりも多くの労働によって補填されるためにのみ交換される、ということによってである。」(『剰余価値学説史』、『マルクス・エンゲルス全集』第26巻1, 166 ページ)

こうして、彼はいくつかの例をあげている。「たとえば俳優は、道化師であっても、もし彼が資本家(企業家)に雇われて働き、賃金の形態でその資本家から受け取るよりも多くの労働を返

すならば、生産的労働者であるが、他方、資本家の家にやってきて彼のズボンをつくろい、彼のために単なる使用価値をつくる修理専門の裁縫師は、不生産的労働者なのである。前者の労働は、資本と交換され、後者のそれは、収入と交換されるのである。前者は剰余価値をつくりだすが、後者においては、収入が消費されるのである。」(同上, 167 ページ)

また、「著述家が生産的労働者であるのは、彼が思想を生みだすかぎりにおいてではなく、彼の著書を出版する本屋をとますかぎりにおいて、すなわち彼が資本家の賃労働者であるかぎりにおいてである。」(同上, 168 ページ)

また、「一般のホテルの料理人や給仕は、彼らの労働がホテル所有者のための資本に転化されるかぎりでは、生産的労働である。これと同じ人も、私が、彼らのサービスで資本をつくるのではなくそれに収入を支出するかぎりでは、召使として不生産的労働者なのである。だが、実際には、この同じ人がホテルにいても、消費者である私にとっては、やはり不生産的労働者なのである。」(169 ページ)

こうして考えれば、さらに、オペラ歌手が、劇場で雇われて歌い、その劇場資本をもうけさせる場合には、生産的労働を行なうが、趣味や練習のために一人で歌っている場合には不生産的労働を行うものべている。

このことは、ピアニスト・ヴァイオリニスト、その他の演奏家にもあてはまろう。

こうして、マルクスは、資本主義的な生産過程＝剰余価値生産過程をはなれた、流過程や所得再分配過程とみなされる分野においても、労働者が賃金分に相当する必要労働をこえて剰余労働を行い、当該資本家に利潤をもたらし、その資本を大きくする場合には、その労働を「生産的労働」とみているのである。

このような視角から戦後日本の諸条件のもとでの私学をみれば、先述の一連の法体系のもとで公的な「国民教育」の側面を弱いながらもつ——その経済的基盤は、公的な「私学助成金」であり、私学教育労働者をはじめとする国民的運動および部分的には経営難を緩和しようとする教育資本家（教員理事という「機能資本家」をふくむ）たちの運動によって築き上げられてきた。しかし、政府は、今、それを根本から掘り崩そうとしている——反面、私学教師の教育労働は、教育資本に利潤をもたらし、そのことによって教育資本に、一部「公的助成金」をえさせながらも、基本的には、その利潤によって彼らの相対的に贅沢な消費生活を可能とするとともに、校舎の増改築や新設備の導入などの形態による不変資本の増大あるいは節約を可能とし、「公的教育」の側面を弱める側面をもたざるをえないのである。

以上のような意味で、戦後日本の私学では、多少とも、資本主義的「生産的労働」という性格をもたざるをえずにきている。そして、それが、教育資本の蓄積と彼ら教育資本家の相対的に贅沢な消費生活を支えているのである。

しかも、以上のことは、比較的規模の小さい中・高校・短大・4年制大学では、無用な、かつ、しばしば無能な理事長・校長・学長（後二者は、私立学校法上理事＝経営者でもある）などの仕事は、教育労働、研究・創作活動とかけはなれた、資本の自己増殖を目的として行われているこ

とが、一般的というのが極言にすぎるのであろうか？ 現実には、それが余りにも多いのは見ての通りである。

他方、一般の教師としては、新人でもベテランでも、普通は真面目な努力をし、「人間の魂」を生産するという国民的立場に立った労働に努めても、もう一つの側面としては、否応なしに、利潤を生みだし、資本を生み出すという点では共通しており、しかも、それが、比較的小さな「教育工場」のなかで目に見えやすい形態で展開しているとなれば、いずれにしても、労働者として労働組合に団結し、教育資本家に、また自治体・政府にたいして団結できる可能性が大きい、ということに、客観的に、ならざるをえない。

われわれのあいだに、思想・信条・信仰・性格・趣味などのちがいがあっても、以上のような意味で、われわれが「一緒や！一緒や！」といえ共鳴してくれる仲間がどんどんひろがっていった経済的基礎には、以上のような社会的・経済的諸条件があったのであろう。

1960年から1963年にかけての大阪でのわれわれの研究は、以上のような理論的成果をえ、それを労働組合運動の展開の理論的基礎としてきたのである。

他方、経済的には利潤生産をおこなわず、景気変動などの影響をうけにくい国公立校教育労働者のあいだで「企業主義的意識」が強い諸条件は、労働官僚などの影響を別として、以下のような諸条件による点が多いであろう。①ストライキ権の剥奪（「キバを抜かれた狼」——吠えるだけ）、②団体交渉権の制限（雇用主だけに限定）。以上の意味では、経済外的な法的強制力により、「企業主義」にはまることを強制されている。③そのうえに、昇給・昇格・退職後の処遇などの差別による、人為的に強制されている教員間競争などであろう。

2. 国公立校と私学との関連と相違

では、国公立校と私学とで、教育労働の社会的・経済的性格に違いがあるのか、共通点があるのか、ということが問われるであろう。

経済的基礎という点では、両者のあいだに、税金および公的助成金あるいは私的な授業料・学費という質的には大きな差異があるとともに量的なちがいもある。とはいえ、いずれも、所得再分配過程の問題である点では、共に共通している。

もっとも私学経営者（「教育資本家」）のなかには、しばしば、公的「助成金」の一部あるいは全額を私物化し、その教職員は、そんなものが支出されていることさえ知らないことがある。

他方、所得再分配過程の問題である点で、国公立校と私学とでは、共通している面があるとはいえ、前者は、大きな部分が公的資金に支えられているのにたいし、後者は部分的という点で、大きな差異もある。それは、授業料・学費・入学金等の差として現われている。

そのような問題以上に、両者間でちがうのは、教育労働者の賃金分以上の剰余労働が、国や地方自治体のものとなるか、当該校の教育資本の利潤（ここでは学校間競争の激化にともなう、利潤の再分配は無視することとする）を生み出しているだけではない。

とくに、今の日本の公立小・中・高校では、教師は、日米安保体制と「政・官・財」三位一体化の強化のもとでの「任命制教育委員会」を通じた、厳しい思想・教育内容の管理・統制下におかれており、彼らの要求に従順な労働力としての青少年を育成するか、憲法以下の教育法体系にもとづく「国民的立場」に立ち、教育労働が青少年たちを人間として自立させ、社会の一員として励むための「魂の生産」を行うか、というますます強まる矛盾のなかにおかれている。とはいえ、彼らは、今のところ、教育資本のために利潤を生産し、その資本を補填する労働は行っていない。

しかも、現実には、先述のような経済外的強制や教員間競争とあいまった、上からの管理・統制下の「立身出世主義」が行われており、「上を向くか」、下で「多くの者とあえぐか」の分岐点は、30才代半ばにある、とまでいわれている。

これにたいし、私学（教育資本）のもとでは、とくに小・中・高校は、前記の教育委員会の直接の管理・統制下にはおかれていない。所轄管公庁は、都道府県の教育課である。（大学は文部省）。

こうして、文教行政の圧力は、各教育分野および、それを通じた全体としての、次いで個別の行政機関および教育資本を媒介として、教師に通ずる。このことは、個々の私学内では、あるいは私学全体として、労資間の力関係によって、文教行政の圧力を全く排除することはできないにしても、その圧力を弱めることが可能であることをしめしている。国公立校ではその可能性は小さい。

すなわち、私学では、その教育資本のための利潤生産を多かれ少なかれ強いられながら、他方では、教師が教育労働を国民的立場に立って「魂の生産」を行う可能性が、今までのところは国公立校よりもむしろある、といえる客観的諸条件がある。

ただし、現状を見れば、国の文教行政による、国公立校も私学も合わせて、国民負担の増大と研究・教育の質の低下とにもとづく造りすぎの上に立っての、「入試センター試験」という全くの人格無視の大学入試制度を起点とした、学校間格差の増大・固定化のための人為的な学校間競争の波に溺れて、国民的立場に立つ教育の可能性がせばめられつつあるように思われる。その過程で、注目すべき新しい現象の一つとして、学校とくに大学での事務職員の官僚化がすすんでいる。そのうえ、今では、大学教員の任期の規制、さらには国立大学の「独立法人化」も強行されようとしている。他方、しばしば見られる現実を見ることのできない教員の際限のないおしゃべりも見られる。

3. 中・高校と大学の関連とちがい

大学教員の場合、今の日本の現状では、雇用主である国・地方自治体あるいは私的教育資本に雇われ、生計を立てるに要する賃金をえたうえで、それ以上の剰余労働を行わざるをえない立場におかれていることでは、基本的にも中・高校と共通しているといえよう。その意味では、大学の

場合にも、中・高校の場合と同じように、国公立と私学とでのちがいははらみながらも、労働者の側面をもっているといえよう。その点では、戦前の旧帝大を中心とした特権的大学の教員の立場と今日のそれとではちがいがあろう。

実質賃金でも、戦前と今日とをくらべれば、今日では、数分の一に低下しているといえるであろう。

筆者のゼミ担当の教授に聞いたところによれば、助手の若いころは夫婦2人暮らしの上に女中を一人雇い、そのうえで賃金の約半分を本代にあて、時間的には勉強する以外になかった、というのであった。

他方、今日では、大学教員の賃金は、日本的低賃金制の一環として、とくに若い人は、喰うのに精一杯という状態におかれている。

その基礎には、国家統制下にあるとともに、今の教育制度のもとで、大量生産が行われ、研究も十分進まないうちに教壇に立たされる、という「安上がり」の制度がある。それと比例して、研究条件も劣悪となっている。それらにともない、大学教員も労働者の側面をより強くもつようになっている。こうして、大学でも、国・公立、私学のちがいをこえて、企業内組合の枠内とはいえ、教員をふくめた労働組合が普及するにいたっている。

他方、今日の日本では、大学教員には、教育労働を行うだけでなく、立場のちがいがあるのは当然として、研究者・創作者としての側面もある。

もっとも、大学の普及と「レジャー・ランド」化、大学教員数の増大、その大量生産システム化、研究諸条件の劣悪化とばらつきなどのもとで、彼らの研究者としての資質には、ばらつきとともに、眉をひそめさせる一面もないではない。

ともあれ、科学的研究者あるいは芸術的創作者として見た場合、おもに文科系大学教員は、とくに日本の現状では、狭い研究室と自宅の書斎とを主要な生産の場として業績をつくる、小商品生産者の側面をもっている、といえよう。そして、それらの活動をつうじて生産された著作物や作品によって、その研究者や芸術家が「著作権」なるものを入手することになる。その考察については、後にゆずることとする。ともあれ、これは、彼らのあいだでの分散的傾向の基礎となっている。

理科系の場合には、筆者は詳しいことは分らないが、文科系のような小商品生産者の労働とちがひ、大学研究室・公的研究機関や企業内での、多少とも集団的な協同作業が行われるケースが多いであろうが、それが、その集団あるいは企業（資本）の「特許権」を形成し、それが、これらのグループのトップの所有物あるいは企業（資本）の所有物となるのではなからうか。この点については、理科系の人に御教示を願いたい。この一文は、ほんの問題提起である。

4. 「知的所有権」と「生産的労働」

昨今、録音機・録画機・複写機などの進歩と普及とともに、講演時や音楽演奏時などにお

ける無断の録画・録音およびそのコピーなどが、ひろく行われるようになっている。カラオケなどは、その極端な例であろう。

大学教員とくに日本の私学でのそれは、とくに文科系では、教員の個人的思想によるものもあるとはいえ、より基本的には、一方では、公的な「国民教育」の一環を担わざるをえないとともに、せまい研究室と自宅の書斎とを活動の場として、研究あるいは創作の活動という意味では、小商品生産者的な側面をもっているのが、普通であろう。ときによっては、集团的作業が行われることもあるようであるが、労働者的側面の弱い一因であろう。

とはいえ、彼らが、その研究あるいは創作の活動を通して、その成果として、「著作権」という「知的所有権」をえることがある。

理科系の場合には、筆者には詳しいことは分らないが、大学・公的機関・私的研究機関などで、文科系とはちがった集团的研究活動（集团的労働）の成果として、「特許権」が問題となることであろう。それが、個人・集団のリーダーまたは長、あるいは企業（資本）の所有物となるであろう。

この場合には、それが、資本の剰余価値および利潤の生産の手段とされるさいには、その活動は、明らかに資本主義的な生産的労働といえよう。出版物、劇場での演奏会等々は、これに当らう。

他方、それらが、あくまでも個人の趣味として、研究・創造活動として行われる場合には、それらは不生産的労働としてとらえられる。

このように、今日、オートメーション、ロボット、パソコン、インターネットなど、生産・流通などの諸過程における新しい技術＝機械の導入のもとで、個々の労働者の労働には、種々様々の形態変化がもたらされている。

しかも、そのことが、資本・政府による雇用形態の多様化・差別化により、労働者の側からみて、目には見え難い現象形態となって現われており、そのことが労働者の分散化の一因となっている。

このようにして、労働者にとり、資本の価値増殖のために、わが身と結びついた労働力を教育資本に売らざるをえないという教育労働者は、厳然として存在している。

しかも、今後を展望すれば、今のような政府が続く限り、国公立をふくめて剰余労働は増大せざるをえないであろう。それだけに、一方では、「日の丸・君が代」の強制をはじめとする思想攻撃と、各校・各個人をばらばらにする思想攻撃とが、あいともなって強められるであろう。

他方、そのもとでの抑圧と思想攻撃と生活圧迫のもとで、教育労働者さらには知的労働者のあいだで、それらへの個別的抵抗と、それがひろがるなかでのより広範な規模と学校別・制作者別をこえた統一的な抵抗のひろがり展開されざるをえないであろう。それらが沈黙させられた時は、再び、暗黒の闇が、日本をおおうことになるであろう。

本稿の第2節までは、筆者たちが大阪私教連の友人たちと議論し、筆者として1963年、同第3代目委員長に就任したさいに形成された、運動にとっての理論的基礎である。第3節でのべた問

題も、おぼろげではあったが、ほぼ、今日的な水準のものであった。

第4節の問題は、全く新しい問題であるが、従来からの理論的考察の延長線上でとらえることができた。教育や学問研究・芸術創造などの問題を、教育学や社会学からの、従来の狭い視野からの議論に、新しい問題として提起することができれば、幸いである。広い議論を願う次第である。

最後に、読者諸氏には、以上にのべた所論は、単に学説上の問題にとどまらず、政府の文教行政、それと軸を一にしたかのように見える現下の私学さらには国公立校をふくめた教育労働者全体にとり、今後の運動の展望を探求するうえでの、一つの問題提起と受け取られることを念願する次第である。

おわりに

最後に、現代日本の私学教育労働と私学助成金運動との関わりについて、簡単ながらのべることにしたい。

私学助成金運動は、先ずは、1961年の「阿蘇3原則」の確立をきっかけにして、全国各地の私学教職員組合によってはじめられ、1960年代後半には、国民運動ともいえる広範で壮大な運動に発展した。その前に、各地方自治体は膨大な数の私学助成を要求する国民の声を前に、条例案を、否決しながらも、提案せざるをえなくなり、私学助成金の大巾な増大に迫られ、中・高校の授業料助成を実現するにいたった。同じ事は、大学にもおよび、大学の経常費の2分の1の助成要求にたいし、政府は3分の1まで譲らざるをえなくなった。

もっとも、財界・官僚・政府の「鉄のトライアングル」は転んでも、ただでは起きない。彼らは、助成金の配分に際し、彼らの要求に応じた各種の差別を持ち込んだ(大学別・学部別等)。

他方、彼らは、「学歴社会」といわれるわが国における学閥支配をひろげ、強めながら、憲法第26条の「教育を受ける権利・教育の義務」の文言をもてあそび、「学歴社会」と「高度経済成長」のもとで、急速に高まる進学率に対し、国・公立校の拡充・整備を二の次にして、出鱈目な審査のもとで私学(高校・短大・大学)を急激に増やした。こうして、戦後日本の教育界で、教育資本家が、「学校てようもうかりまんない」という状況が生み出されるとともに、インフレーションをともなう「高度経済成長」政策により、私学授業料・学費の相次ぐ値上げがもたらされた。こうして、彼らは国・公立校の授業料・学費・入学金などの値上げを相次いで強行するとともに、教育・研究内容に強く介入していった。

これらの諸条件が、私学教育労働の所得再分配過程上での利潤生産的性格を強めるとともに、教育・研究内容の教育資本への従属傾向を強め、国民的立場に立つ、自立した民主的人間の育成とそのための研究という、国民的要求との矛盾をひろげ、深めていった。このことが、私学助成金運動が爆発的に発展した基礎にあったといえよう。

そして、今、政・官・財は、「冷戦」終結後のアメリカ一国による世界での覇権確立一ただし、

今では、アメリカ支配層は、第二次大戦直後と違い、世界最大・最強の帝国主義国とはいえ、一国だけでそれを成就する力量を持たず、国連をも無視した NATO によってヨーロッパ諸国を、日米安保条約を利用して日本をその野望を達成する道具としようとしている——にあたり、日本の軍国主義化を新しい段階に高めようとしている。日本の政・官・財の大勢も、それに追隨して、アジアその他で得てきた利権を守り、拡大しようとしている、

このような諸条件のもとで、教育界・学界にも、反動的な一大攻撃がかけられようとしており、私学助成金の削減から抹殺への彼らの志向は、その表れの一つであり、私学教育労働者に対する教育資本への従属化の企ての飛躍的強化と結びついているといえよう。

これは、私学教育労働者が、それに屈服するか、あるいは、より大きく深くなっていく国民の国民的教育の立場に移り、より壮大な国民教育・研究を守り、発展させる運動を展開させる諸条件が成熟していると、見るかに分かれよう。

こうして、私学助成金の拡充と民主的配分の問題は、私学教育労働の資本主義的生産的労働の側面を規制し、私学教育労働・研究活動を国民的立場のものに移行させ、21世紀を担う、個性豊かで、自主的な民主的青少年を育成することと深くかかわっている、といえるであろう。

このような意味で、私学助成金運動は、単に「経営が苦しいから」とか、形式的に「私学も形式的に公教育の一環をになっているのだから」という枠を越えて、新しい民主主義日本を建設していく国民の統一した運動の一部分をしめなければならないし、またしめうることになるであろう。